

福祉基金寄贈事業のご案内

目 的	地域福祉事業の推進を目的に実施いたします。
申請を行う団体	①自治会 ②福祉団体 ③高齢者の福祉増進が期待される団体 ④障害者の福祉増進が期待される団体 ⑤児童の福祉増進が期待される団体 ⑥ボランティア団体 ⑦その他、会長が特に必要と認める団体 ※団体は、5人以上で構成され、営利を目的としない団体で、寄贈を行うことにより福祉向上に寄与することが適当と認められる団体。 ※自治会への寄贈はベンチのみ対象となります。
寄贈する物品	①福祉の推進に必要と認められる物品 ア 1件につき 100,000円以内の物品 イ ベンチ（ベンチは、2脚以内） ②その他福祉の増進に必要と認められる物品
募集期間	前期 5月1日から5月末日まで 後期 10月1日から10月末日まで
申請書等	申請書の他に、次の書類が必要となります。 ①事業計画書（様式第2号） ②申請する団体の会則等申請する団体の活動がわかるもの及び団体の名簿 ③屋外等にベンチ等を設置する場合は、設置する場所の確認ができる図面並びに写真 ④ベンチ等を設置する場合、所轄庁の許可が必要な場合は、その許可書の写し ⑤その他会長が必要と求める書類
実績報告	寄贈を受けた団体は、速やかに次の書類の提出が必要となります。 ①寄贈受領書（様式第3号） ②寄贈された物品の設置又は活動がわかる写真
審査等	本会が設置する福祉資金審査委員会において審査し、事業承認の可否について決定し、その結果を通知します。
留意点	寄贈された物品については、申請団体が責任をもって管理するものとします。 寄贈を受けた団体は、寄贈を受けてから3年間は、同一の寄贈物品（目的）に対して申請することはできません。 本事業は、団体等の活動で使用する物品に対する寄贈であり、単に備品の整備を目的とする申請についてはお断りする場合があります。

※申請書は、平戸市社会福祉協議会ホームページ（<http://www.sha-kyo.net>）よりダウンロードいただくか、平戸市社会福祉協議会本・支所で取得できます。